

誰もが安心して笑顔で過ごせる学校を

～みんなの力でいじめをなくそう！～

いじめとは

同じ学校・学級や塾・スポーツクラブ等の仲間や集団から、学校の内外に関係なく、「悪口を言われる」、「無視される」、「仲間はずれにされる」、「使い走りをさせられる」、「叩かれたり蹴られたりする」、「無理矢理何かをさせられる」など(インターネットを通じて行われるものを含みます。)により、あなたがいやな思いをしたらそれはいじめです。

いじめ防止対策推進法について

平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、
『第 4 条 児童等は、いじめを行ってはならない。』
と法律でいじめは禁止されました。

併せて、学校と教職員は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切にかつすばやく対処しなければならないことと定められました。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

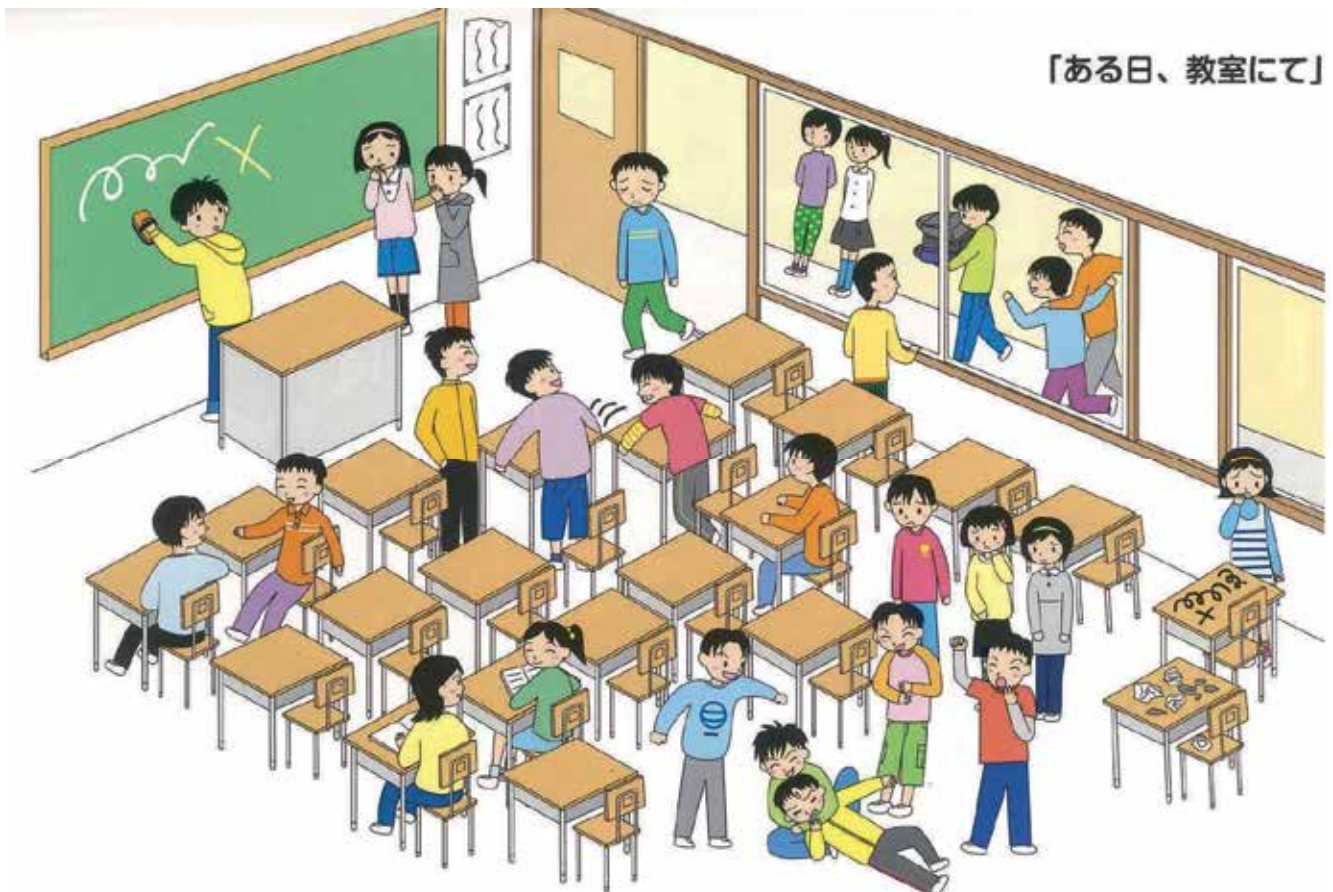
ネットいじめ

- ・メールやブログ、SNS上で人を傷つけることを書く。
- ・人のいやがる画像や映像を送る。
- ・人のアドレスや写真などを勝手にのせる。

これも「いじめ」です。

場合によっては「犯罪」として罰せられます。

★あなたの学級で、こんな光景はありませんか？この光景を見て何を感じますか？



(出典：「人権学習実践事例集(中学校編)」 京都府教育委員会)

いじめは人として絶対に許されない行為です

いじめをうけているあなたへ

- ・あなたは何も悪くありません。あなたには、**安心して学校で過ごす権利**があります。
- ・**勇気を持って相談してください。学校はあなたを絶対に守り通します。**
- ・何よりもかけがえのない**命を大切に**してください。



平成27年度 人権擁護啓発ポスターコンクール
京都市長会会長賞
中川亜里紗さん(長岡京市立長岡中学校2年)

いじめをしているあなたへ

- ・相手の気持ちを考えたことがありますか。本当にそれでいいですか。
- ・あなたが軽い気持ちでしたことが、取り返しのつかないことになることもあります。相手が笑っていても、心で泣いていることもあるのです。
- ・本当はあなたも悩んでいるのではありませんか？

いじめを見ているあなたへ

- ・自分はいじめていなくても、いじめを見ても知らないふりをするのは、いじめをしているのと同じです。
- ・声をかけてください。勇気を出して、すぐに家族、先生、友だちなど信頼できる人に相談してください。
- ・一人で難しいときは、2人、3人、みんなで協力して行動してください。みんなの勇気が大切な友だちを救います。

あなたの学校、学級はどうですか？

一人一人が

「いじめを しない させない 許さない」

仲間を大切に、みんなでいじめをなくそうとすることが、

安心して笑顔で過ごせる学校をつくる第一歩です。

関係相談機関

◎24時間子供SOSダイヤル **0120-0-78310** なやみいおう

◎京都府総合教育センター

◆ふれあい・すこやかテレフォン【毎日24時間対応】

075-612-3268 (3301) 、 0773-43-0390

◆メール教育相談(スマートフォン・携帯電話からも相談できます。)

<http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm> →

あるいは「メール教育相談 京都」で検索してください。

◎ネットいじめ通報サイト(スマートフォン・携帯電話からも相談できます。)

http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?page_id=118 →

◎少年サポートセンター

ヤングテレホン【毎日24時間対応】 **075-551-7500**

一人で悩まないで。

